

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 京都府における緊急事態措置



京都府知事 西脇 隆俊



京都府緊急事態措置の概要

●区域: 京都府全域

●期間: 令和2年4月17日～令和2年5月6日

1 外出自粓の要請

- ▶ 医療機関への通院、生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し、職場への出勤(在宅勤務(テレワーク)等の取組を要請)など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粓を要請
- ▶ 特に、「3つの密」(密閉、密集、密接)が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粓を強く要請

2 イベントの開催自粓の要請

- ▶ イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粓を要請
具体例: 文化的イベント(コンサート等)、催事(物産展等)、式典 など



京都府緊急事態措置の概要

3 施設の使用制限(休業)等を要請等

4月18日
0時から

(1) 基本的に休止を要請しない施設 (適切な感染防止対策の協力を要請)

社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等

医療施設、生活必需物資販売施設(食料品売場等)、食事提供施設(飲食店等)、宿泊施設、交通機関等、金融機関・官公署等、その他(理美容等)

※ただし、飲食店等の営業時間については、午前5時～午後8時、
酒類の提供は午後7時までとすることを要請

(2) 基本的に休止を要請する施設 (施設の使用制限を要請)

遊興施設(ナイトクラブ等)、劇場等(映画館等)、集会・展示施設、運動施設(ボウリング場等)、遊技施設(パチンコ店等)、文教施設(学校)大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設…1,000m²を超える場合



休業要請等に協力いただいた事業者への支援

京都府からの休業要請に協力いただいた中小企業・
個人事業主に対する支援給付金を創設

中小企業 20万円 個人事業主 10万円

※ その他の支援制度も活用

- ・国からの持続化給付金(法人200万円 個人事業主100万円)
- ・雇用調整助成金の特例措置
- ・事業再開時に向けた緊急支援補助(最大30万円)
- ・民間金融機関による無利子・無保証料融資

など



緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：京都府緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和2年4月17日（金）

開設時間：平日9時～18時
(ただし、令和2年4月18日（土）、19日（日）は開設します)

受付方法：専用電話（3回線）

受付電話番号：075-414-5907

※京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定